

令和 5 年度

唐津市内部統制評価報告書

令和 6 年 7 月
唐津市

唐津市長 峰 達郎 は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

唐津市長 峰 達郎 は、唐津市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「唐津市内部統制基本方針」（令和 3 年 4 月 1 日）及び「唐津市内部統制事務処理マニュアル」（令和 3 年 4 月 1 日）を策定し、当該方針等に基づき財務に関する事務に係る内部統制の整備及び運用を行っております。

内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

本市においては、令和 5 年度を評価対象期間とし、令和 6 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインの「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

（1）全庁的な内部統制

整備上及び運用上の不備は確認されず、本市の全庁的な内部統制は

有効に整備され、かつ、運用されていると判断しました。

(2) 業務レベルの内部統制

整備上の不備は確認されず、運用上の不備についても、支払事務の遅れに関する不備が引き続き確認されるものの、重大な不備は確認されなかったことから、本市の業務レベルの内部統制は概ね有効に整備され、かつ、運用されていると判断しました。

4 不備の内容と再発防止策（是正）に関する事項

手続きにおける関係法令の認識不足や繰り返し発生している支払事務の遅れに関する不備については、庁内で情報共有を行い、内部統制についての意識と認識が深まるよう周知徹底を図るとともに、継続的な指導等により今後の内部統制の精度向上に努めていきます。

令和6年7月23日

唐津市長 峰 達 郎